

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	介護保険関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

玖珠町は、介護保険関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

玖珠町長

公表日

平成27年10月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険関係事務
②事務の概要	<p>「介護保険法」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）」（以下「番号法」という。）の規定に基づき、特定個人情報を介護保険の資格・賦課・徴収・認定・給付に関する事務において取り扱う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の事務で使用する。</p> <p>(1) 介護保険の被保険者の資格を把握するため、住民基本台帳や届出等により、必要な情報を入手し、資格情報を確認及び管理する。 (2) 介護保険料の賦課決定のため、被保険者の所得情報を確認及び管理する。 (3) 介護保険料の徴収のため、賦課情報を管理する。 (4) 徴収した保険料等の把握のため、収納情報を管理する。 (5) 滞納者への督促状等の送付及び滞納処分を行うため、滞納情報を管理する。 (6) 被保険者の認定状況把握のため認定情報を確認及び管理する。 (7) 被保険者の給付状況把握のため給付情報を確認及び管理する。</p>
③システムの名称	介護保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1項番68、平成26年内閣府・総務省令第5号第50条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p>＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号 別表第2 【情報提供】項番1、2、3、4、6、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、87、88、90、94、95、97、109、117、120 【情報照会】項番93、94</p> <p>平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】2、3、6、19、25、30、32、33、43、44、47条 【情報照会】46、47条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健課
②所属長	課長 江藤 幸徳
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課行政係 〒879-4492 大分県玖珠郡玖珠町大字帆足268番地の5 TEL0973-72-1111(直通)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務課行政係 〒879-4492 大分県玖珠郡玖珠町大字帆足268番地の5 TEL0973-72-1111(直通)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる